

# 会長声明

(雇用調整助成金等の不正受給について)

令和4年1月4日

会長 双田 直

当会の元会員が、雇用調整助成金および人材開発支援助成金を不正に受給する手続を行ったことが岡山労働局によって確認され、支給決定の取消し等が行われました。

当該元会員の行為は、社会保険労務士としてあるまじき行為であり、助成金・補助金制度に対し、また、社会保険労務士制度に対する国民の信頼を大きく裏切る許し難い行為であります。

当会では、会員に受講を義務付けている倫理研修をはじめ、職業倫理の意識向上のための取り組みを行っていますが、今後、更に指導及び研修を強化し、再発防止に向けて取り組んでまいります。